

鎌ヶ谷市地域防災計画（案）に対するご意見と市の考え方

N O	該当箇所	ご意見概要	意見 数等	市の考え方 (計画案の修正・対応内容)
1	第2編 第2章 第6節	<p>避難環境の整備</p> <p>避難場所である学校の体育館等に、車椅子で入れるトイレがあるのでしょうか？また、車椅子利用者のトイレの問題はどうなっているのでしょうか？市内の学習センターや公民館等は車椅子で入れるトイレがあります。</p> <p>市内に何カ所あるのかは分かりませんが、その中の幾つかを身体の不自由な方と、その家族の避難場所にするにはできないのでしょうか。</p> <p>もう一つは、体育館のような堅い床の上には寝ることが出来ません。</p> <p>下半身は筋肉がなく、感覚もないため堅い床に毛布一枚を敷いたくらいでは、骨が床にゴリゴリとあたります。</p> <p>痛みを感じませんので長時間同じ姿勢で寝ていると褥瘡(床ずれ)を作ってしまいます。</p> <p>傷口からばい菌が入り感染症で死亡する場合があります。</p> <p>エアーマットやそれに代わる、床ずれ防止のマットなどの備蓄もお願いしたい。</p> <p>または、毛布などを優先的に多めに貸してもらえそうな環境も作って欲しい。</p>	1	<p>避難所等に指定しております学校の体育館には、常設の車椅子利用者のトイレは設備しておりませんが、身障者が利用可能な仮設トイレ(多目的トイレ)の設置を予定しています。</p> <p>また、市内の学習センター、公民館につきましては、本計画(案)において「検案所」及び「遺体安置所」として位置付けしているところでありますので、避難場所等としての指定は計画していませんが、要援護者対策のひとつとして、社会福祉センターを、福祉避難所として計画(資料編)に位置付けをしたところであり、当該施設には車椅子で入れるトイレを設置しているところです。</p> <p>また、「第2編第2章第8節災害時要援護者対策のための環境整備」に、「避難施設等の整備」としまして、「災害時要援護者に対し特別な配慮をするために、福祉避難所を指定するとともに、避難所生活に必要な備蓄品等の整備を図る。」計画としております。今後の整備にあたっては、いただいたご意見も参考に整備を進めてまいります。</p>

2	第2編 第2章 第3節	<p>災害時要援護者及び男女共同参画の視点</p> <p>多言語による簡単な表現、イラスト・挿し絵やふりがな等を入れた防災パンフレットの配布、女性のための相談窓口の設置、配慮など要支援者や女性、子どもへの配慮といった男女共同参画の視点が盛り込まれたことは、大いに評価される点だと思います。</p>	<p>ご評価いただきありがとうございます。</p> <p>この度の計画修正にあたりまして基本方針の一つとして、災害時要援護者や男女共同参画の視点に立った対策がございます。</p> <p>この基本方針にしたがい、修正を行ったものでございます。</p>
3	第2編 第2章 第8節 第3編 第2章 第9節	<p>外国人への対策</p> <p>避難所等における対応の中で外国人に対する情報の提供については、通訳や通訳ボランティア等の確保とありますが、災害直後は通訳やボランティアの即時活用は困難を極めることも想定され、通訳がいなくても可能な対策、避難所でのやさしい日本語、挿し絵、ルビの活用することで、緩和できる、更には、高齢者、子どもにもやさしいと思います。避難所運営マニュアルに、具体的に入れるべきだと思います。</p>	<p>1</p> <p>ご意見のとおり、避難所等での外国人への対応について、通訳やボランティアの即時活用は、災害が大きくなればなるほど、困難になると考えられます。地域防災計画（案）においては、「第2編第2章第8節災害時要援護者対策のための環境整備」に「外国人への対策」としまして、「言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を「災害時要援護者」として位置づけ、災害時に的確な対応ができるよう次のような条件、環境づくり（① 多国語による避難所・避難路標識等の表示板の明示、② 外国人を含めた防災訓練・防災教育の推進、③ 多国語による簡単な表現、イラスト・挿し絵やふりがな等を入れた防災パンフレット等の配布）に努めるとともに、様々な機会を捉えて防災対策の周知に努める。」と計画に記載しておりますので、④として、「避難所でのやさしい日本語の使用、イラスト・挿し絵やふりがなの併記」と追記させていただきます。</p>
4	その他	<p>市の無線、災害時のアナウンスについても、やさしい日本語の活用、導入をすべきだと思います。</p> <p>例) 高台に避難して下さい。→高いところに逃げて下さい。</p> <p>鉄道は運行を中止しています。→鉄道は停まっています。</p> <p>道路は通行止めの区間が多くなっています。→道路も通るこ</p>	<p>1</p> <p>貴重なご意見でございますので、参考とさせていただきます。また、災害時の放送にあたっては、優しい日本語を活用し、わかりやすい放送となるよう努めてまいります。</p>

		<p>とができません。</p> <p>電話がつながりにくくなっています。電話が集中したため、通話規制がされています。</p> <p>→電話は混んでいます。なるべく電話を使わないでください。</p> <p>通常の日本語とやさしい日本語を繰り返してアナウンスすることで、外国人、子どもなど要援護者に分かり易くなります。</p>		
5	その他	<p>避難所における要援護者に対する多言語、手話を含む通訳については、SNS を利用した遠隔地からの通訳支援が受けられる施策についても検討して頂きたい。</p> <p>Face time などを使えば、災害にあっていない遠隔地域の通訳が対応できます。広範囲で大きな災害があった場合、隣接地域からの支援は難しく、交通機関の遮断により、遠隔地からボランティアが来ることすら難しい状況が想定されます。支援する側にも安全で負担が少なく支援しやすい SNS を利用した通訳の活用についても、調査、検討、導入して頂きたい。</p>	1	<p>市としましても、SNS を利用した通訳（テレビ電話による通訳サービス等）の導入・活用につきましては、平常時・災害時双方において、有効な情報伝達手段の一つとなり得るものと考えております。</p> <p>貴重なご意見でございますので、今後の要援護者に対する対策の参考とさせていただきます。</p>
6	その他	<p>Wi-Fi の活用</p> <p>災害、特に大規模災害に強い情報通信の導入についても検討を進めて頂きたい。</p> <p>自動販売機等を活用した防災ステーションやWi-Fi スポットなどについても調査、検討して頂きたい。</p> <p>平時のWi-Fi スポットを緊急時の臨時ネットワークに変更でき、災害時に通信インフラや系統電源が途だされても通信インフラに依存しない臨時ネットワークに活用できるもの、太陽光電気を利用したWi-Fi 搭載の自販機、平常時は地域や観光の情報発信、災害発生時等には、安否確認、情報収集を</p>	1	<p>災害時の情報発信については、「災害広報活動」として、「防災行政無線（固定系）、Eメール、ツイッター、市ホームページ、報道機関、災害広報紙等を活用して行なう。」こととしております。</p> <p>ご意見をいただきました防災ステーション等の活用につきましては、大規模災害に強い情報通信の確保を図るための手段の一つとして調査、検討を行ってまいります。</p>

		<p>行えるような、無料の Wi-Fi スポットとなる自販機などが開発されており、そのような導入も検討して頂きたい。</p> <p>特に在住外国人や外国人来訪者については、災害時の Wi-Fi 活用は、有効であり、災害時のみならず、羽田、成田の 2 大空港の中間点、幕張、東京ディズニーランドにも近い地の利を活かし、2020 年の東京オリンピック開催に向けた外国人来訪者増加、観光、町おこし事業等にも活用の余地があると思います。</p>		
7	<p>第 2 編 第 3 章 第 3 節</p> <p>第 3 編 第 3 章 第 3 節</p>	<p>Twitter の活用</p> <p>2 月 8 日、14 日の大雪について、Twitter が気象台の発表を載せるのみで、市の実態に応じて有効に活用されていないと感じました。自治体によっては、道路、交通機関の情報とリンクして、必要な情報を確認できるようにしていました。現状の鎌ヶ谷市の Twitter は、市の広報の内容が多く、これでは市 HP のトップページの役割と同様になってしまいます。災害を防ぐため、災害時に〇〇の通行止めや危険個所などをツイートして、2 次災害を回避できるように、もっと活用すべきだと思います。</p> <p>今回の大雪でも、道路状況、除雪状況、除雪スケジュール等をツイートすれば、市民にとっても有益であり、市への問い合わせも減り、担当者の負担軽減にも繋がり、市がより効率的に対応に専念できたのではないかと思います。</p>	1	<p>市としましても、Twitter 等、情報発信ツールの活用方法について、検討が必要であると認識しているところでございます。配信内容など今後の参考とさせていただき共に、活用方法等の調査・研究に努めてまいります。</p>
8	その他	<p>実際の災害が起きた場合、鎌ヶ谷市地域防災計画を熟読している時間はありません。実践に即した避難所で活用できる、誰にでも分かりやすい具体的な事項を盛り込んだマニュアルの作成、災害が起きた場合に避難所に於いて核となる人</p>	1	<p>避難所の運営に関するマニュアルとして、市では、「避難所運営マニュアル」を策定しております。</p> <p>当該マニュアルでは、自主運営組織として避難所運営委員会を定めており、その組織の構成や役割を明記しているところ</p>

		達、各自治会、関係者へのマニュアル事前配布、周知、研修が必要だと思います。避難所ですぐに理解、活用できるマニュアルの作成をお願いしたい。		ろでございます。 市としても、今後、自主運営組織へのマニュアルの周知をはじめ訓練等を進めてまいります。
9	その他	防災に関わる組織、避難所運営に関わる方たちへ、避難所で起こりうる問題点、配慮すべき点などの研修を行うべきだと思います。要援護者、虐待、DV、セクシャルマイノリティー等について、必要な事項を把握しておくことで、避難所運営に役立つと思います。特に虐待やDV、セクシャルマイノリティーについては、避難所を運営する方々に理解がないと二次被害が起こります。また、高齢者、要介護者、障害者、その方々を介護する家族への配慮も必要です。外国人については、国によっては宗教上、食べられない食材があることを踏まえた配慮、対応が必要です。	1	避難所運営における諸問題（虐待、DV、セクシャルマイノリティー等）や災害時要援護者に対して配慮すべき事項等について、避難所運営に携わる方々にその知識や理解を深められるよう、平常時から避難所運営に係る訓練や研修の実施に努めてまいります。
10	その他	災害に備えて、子ども課、介護、高齢者、福祉の部署が連携して、要支援者に向けた災害時の備えや啓蒙を行う必要があると思います。 自助という観点から、食糧などの備蓄だけでなく、薬を服用している高齢者等に向けて、医療現場（病院、介護施設など）と連携して、「いざというときにあなたの薬を覚えておきましょう」とか「自分の薬を備えておきましょう」といった啓蒙活動をするべきだと思います。また、アレルギーを持った人、子ども、児童等についても、子ども課や医療機関、学校と連携して、保護者に対して自助としての備えが有効かつ必要であることの啓蒙活動が必要だと思います。	1	災害時に備え市民の方々に準備いただきたいことについて、地域での防災訓練などにおいて、常備薬やアレルギーを持った方の食べ物の備えなど各家庭で必要となる備蓄について啓蒙を図っておりますが、今後は、福祉部門など、要援護者を担当する課とも連携し、啓蒙をしてまいります。

1 1	その他	<p>避難所になる学校について、生徒の安全を確保するために、3.11で実際に学校現場で起きた問題点を共有した上で、避難所運営に役立てる必要があると思います。行政担当部署と学校現場で実際に起きた問題点、懸念される問題点のすり合わせをした上で、共有し、留意、回避する方策を検討して頂きたい。</p>	<p>1</p> <p>地域防災計画（案）の素案を作成する際には、教育委員会への意見照会を行い、問題点につきましては共有をしているところです。</p> <p>また、本計画（案）は、東日本大震災の被災地での取り組みや対応から、多くの課題や教訓が示されたため、その課題や教訓を生かした実効性の高い計画とするために、国の防災計画や県の地域防災計画、関連する法律の改正を踏まえ、修正を行っております。</p> <p>計画では、「第2編第2章第7節」に、「災害時における児童・生徒の安全確保を図るため、各学校で危機管理マニュアルを作成し、初期対応及び分担、応急手当、保護者への連絡体制等について確立を図るとともに、地域の防災組織、PTAとの連携による訓練を行う。」ことや、「第2編第3章第15節文教・保育対策」に、「応急教育」としまして、「各学校等では、各学校の危機管理マニュアルに基づき、地震が発生した場合、児童・生徒の安全を確保する。学校等施設に被害を受けた場合やガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な避難所に避難誘導をする。」など計画に位置付けております。いただきました貴重なご意見は、今後の参考にさせていただきます。</p>
1 2	その他	<p>広域にわたる大きな災害が起きた場合、近隣自治体も被災地となり、更に被害が甚大になることが想定され、自治体間の相互応援協定は、近隣自治体だけでなく遠隔自治体との相互応援協定や複数自治体が連携した支援体制を構築する必要があると思います。被災地が国を通じて支援の要請をした場合、他の自治体が派遣の申し出をしてマッチングする形だ</p>	<p>1</p> <p>市としましても遠隔自治体との相互応援協定は必要であると認識しているところであり、現在、全国青年市長会災害相互応援の協定をはじめ、廃棄物と環境を考える協議会加盟団体と災害時相互応援協定の締結や、全国規模の緊急消防援助隊など、遠隔地の自治体との相互応援体制の構築に努めております。</p>

		と派遣するまでに時間がかかり、被災自治体側に調整する余力が必要となります。		
1 3	その他	地震でサーバーが故障した場合を想定した、被災者への情報発信などのバックアップについて、災害時に遠隔地の他県、他市との相互の HP を相互発信する仕組みについても検討すべきだと思います。(北海道当別町が宮城県大崎市の被害状況を代理発信、愛知県蒲郡市と沖縄県浦添市が災害時に HP を相互発信するための協定締結など)	1	市としましても、災害発生時における他自治体とのホームページの代理掲載につきましては、情報伝達手段の多様化という観点からも有効な手段の一つとなり得るものと考えております。 しかし、相手方となる自治体の代行発信を行うための環境整備や、相互の代行発信に適した協定締結先の選定等の課題もあるため、ご意見を参考とさせていただき、今後の検討課題とさせていただきます。
1 4	第2編 第2章 第4節 第3編 第2章 第5節	防災に加え、受援力、受援体制の構築が求められています。大きな災害に備えて、受援のための仕組みづくり、災害応援業務・受援業務の体制構築(受援計画)も検討していく必要があると思います。神戸市では災害受援計画を作成し、応援受け入れを効率的に行えるようにしています。支援を要する業務ごとに必要な事項(応援者の行う具体的業務や具体的な職種、必要資格を含む)や支援する側に事前に知っておいてもらいたい事項などを記載した受援シートなどの作成などを行っています。防災計画の中に受援体制についても具体的に盛り込んでいく必要があると思います。	1	ご意見のとおり、受援力、受援体制の構築が求められ、受援計画策定等の検討が必要であると認識しているところであります。 「第2編第2章第4節災害に強い組織・人づくり」の「組織の整備、防災組織の整備」に「受援計画の策定」として「市は、国、県、自衛隊、消防機関、他市町村及び民間ボランティアや企業等の応援等を効果的に受けるため、被災状況や災害ニーズの把握、情報提供、各種コーディネートなど、市が中心となっていくことが適当な事務について、受援計画の作成に努める。」と追記させていただきます。
1 5	その他	甚大な被害を受けるような災害時を想定した、公共機関によるソーシャルメディアを使った情報発信や被災地の希望にマッチした支援、支援物資が受けられるようなサイトについても情報を得ておく、知っておく必要があると思います。 (民間と内閣官房震災ボランティア連携室の連携による「助け合いジャパン」、Amazon の「東日本大震災 ほしい物リス	1	市としましても情報収集の必要性は必要であると認識しております。 貴重なご意見でございますので、今後の参考とさせていただき、調査・研究に努めてまいります。

		ト」、楽天「楽天助け愛」など)		
--	--	-----------------	--	--